



SABO

IN 2010あきたの砂防

AKITA

2010

INDEX

2010あきたの砂防

目次

01.秋田県の概要	02
01-1:地勢 01-2:地質 01-3:河川 01-4:気候	
02.砂防事業の移り変わり	04
02-1:砂防 02-2:地すべり 02-3:急傾斜地・雪崩	
02-4:「ふるさと秋田元気創造プラン」による位置づけ	
02-5:砂防年表	
02-6:砂防関係予算の推移 02-7:土砂災害危険箇所整備率の推移	
03.近年の災害	07
03-1:日本海中部地震(昭和58年5月26日)	
03-2:澄川・赤川の地すべり(平成9年5月11日)	
04.危険箇所の概要	08
04-1:危険箇所の整備状況 04-2:危険箇所の分布状況	
05.快適で安全な生活を支える環境づくり	09
05-1:地すべり対策事業 05-2:砂防事業 05-3:急傾斜地崩壊対策事業	
05-4:雪崩対策事業 05-5:災害関連緊急事業 05-6:国直轄火山砂防事業	
06.これからの砂防事業の方向性	11
06-1:溪流環境整備計画	
07.火山噴火に関連した土砂災害対策	13
07-1:火山防災計画…焼山 07-2:火山防災計画…鳥海山	
07-3:火山噴火情報 07-4:火山防災の取組み	
08.ソフト事業による土砂災害対策	15
08-1:土砂災害防止法のながれ 08-2:土砂災害警戒区域等の設定	
08-3:土砂災害警戒区域等の指定状況	
08-4:土砂災害警戒区域等の指定後の対応 08-5:土砂災害警情報	
08-6:土砂災害防止月間	
09.指定地と管理	18

01

秋田県の概要



01-1 地勢

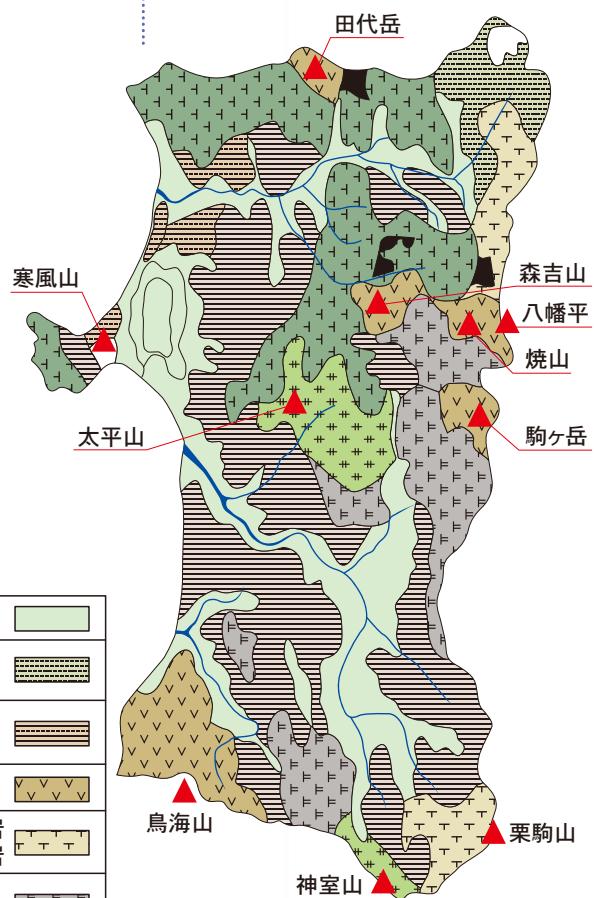
秋田県は、北に白神山地のニツ森や藤里駒ヶ岳、東に奥羽山脈の八幡平や秋田駒ヶ岳、南に鳥海山など1,000~2,000m級の山々に三方を囲まれており、これらの山々を水源としている米代川・雄物川・子吉川などの上流部の流域は、荒廃地が多く土砂の発生源となっています。また、本県の地質は、大部分が第三紀の堆積岩と第四紀の火山噴出物からなり、また一部には花崗岩地帯もあり、非常にもろく崩れやすい地質となっています。なかでも、八幡平、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山など、近年に噴火したことがある活火山周辺は特に荒廃が著しい区域となっています。

また、県土の大半は山地で、居住できる土地が約1/4と少なく、谷の出口の扇状地や山地斜面の下にも多くの人家があります。このような場所は、豪雨時や融雪時に土石流やがけ崩れ、地すべりなどの土砂災害を受けやすく、県内には現在約8,000箇所の危険箇所があり、多くの災害をもたらしてきました。

01-2 地質

秋田県の地質は、青森および岩手の県境付近に分布する古生代の粘板岩類と太平山を中心とする山塊、田沢湖北部、生保内東南方および山形県境の一部に分布する中生代白亜紀の花崗岩類を基盤として、新第三紀及び第四紀層などの地層が幅広く分布しています。新第三紀層は、火山岩類と堆積岩類を主とする岩相に大別され、火山岩類は脊梁山地を中心とする県内陸部に広く分布し、海底火山噴出物である変質安山岩、石英安山岩、玄武岩などから成り緑色凝灰岩(グリーンタフ)によって特徴づけられています。

秋田県地質概況図



凡例

第四紀	沖積層	
	軽石流 シラス	
	洪積層 (砂礫シルト)	
	火山岩	
新第三紀中新世	石英安山岩 火山碎屑岩	
	安山岩 玄武岩	
	火山碎屑岩	
	堆積岩 泥岩・頁岩	
	凝灰岩	
	花崗岩	
先第三紀基盤岩	古生層	

01-3
河川

秋田県を流れる河川は、県、国が管理する河川として、雄物川、米代川、子吉川の一级水系302河川、馬場目川、白雪川などの二级水系51河川で合計353の川にのぼり、総延長は3,189kmになります。

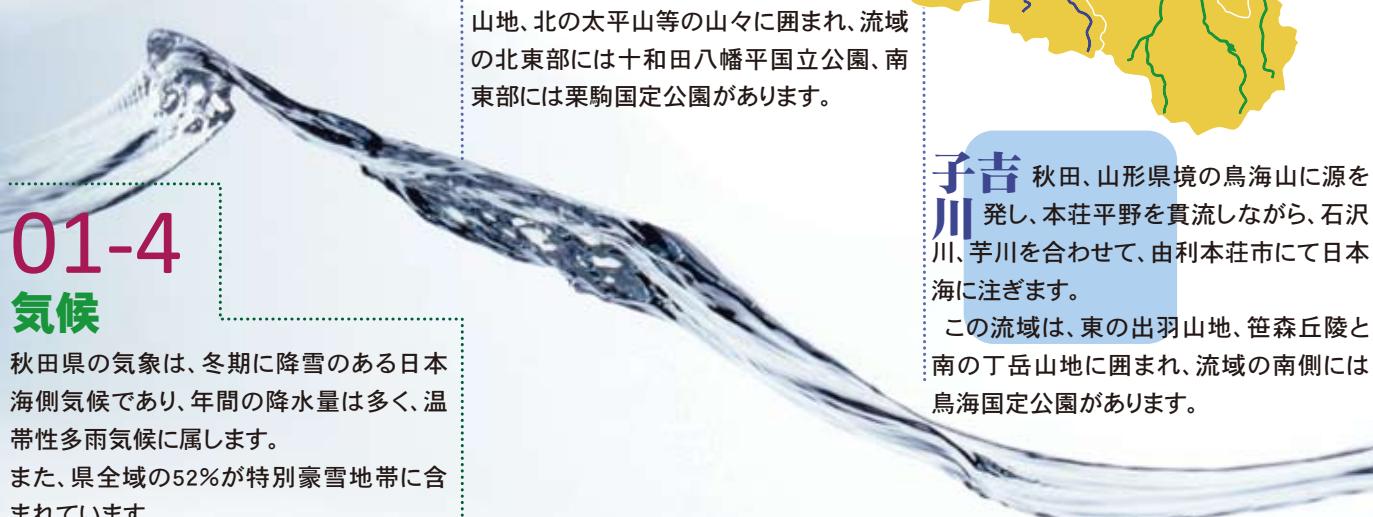


米代川 青森、岩手県境の中岳に源を発し、大湯川などの支川を合わせながら、大館盆地を貫流し、阿仁川、藤琴川等の支川と合流したのち、能代市で日本海に注ぎます。

この流域は、秋田、青森、岩手県の3県にまたがり、源流域の白神山地では、世界最大級の規模でブナの原生林が分布し、貴重な自然の宝庫として世界遺産に登録されています。

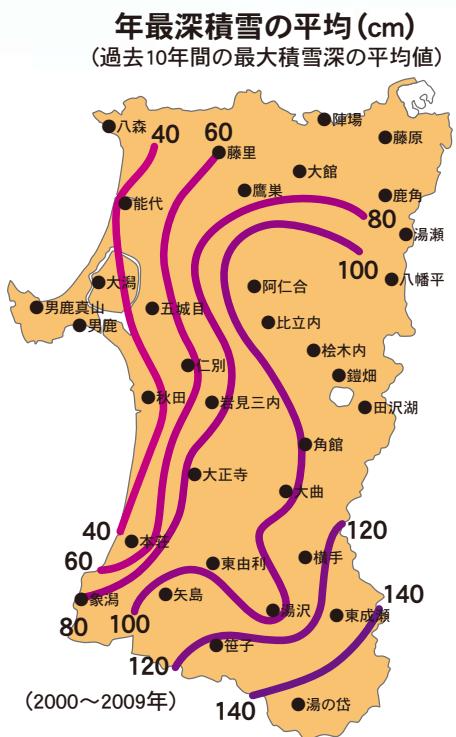
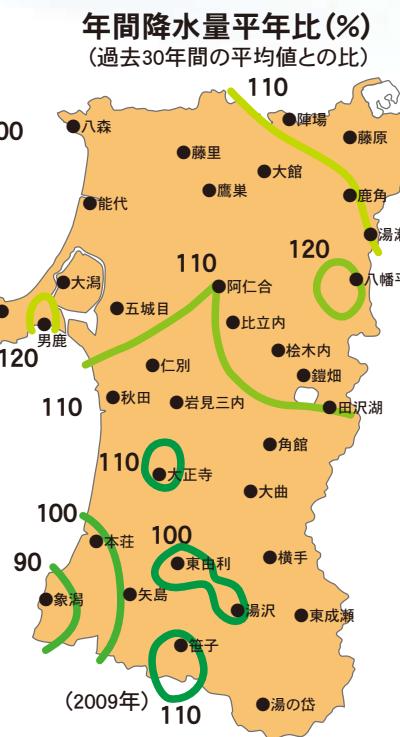
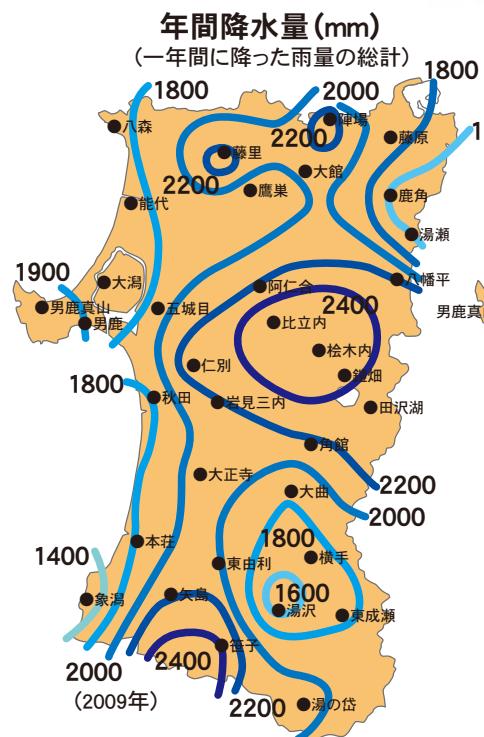
雄物川 山形県境の大仙山に源を発し、
皆瀬川、横手川、玉川などの支川を合
わせながら、横手盆地、秋田平野を経て、
秋田市において旧雄物川を分派し日本海
に注ぎます。

この流域は、東県境の奥羽山脈、西の出羽山地、北の太平山等の山々に囲まれ、流域の北東部には十和田八幡平国立公園、南東部には栗駒国定公園があります。



子吉川 秋田、山形県境の鳥海山に源を発し、本荘平野を貫流しながら、石沢川、芋川を合わせて、由利本荘市にて日本海に注ぎます。

この流域は、東の出羽山地、笹森丘陵と南の丁岳山地に囲まれ、流域の南側には鳥海国定公園があります。





02 砂防事業の移り変わり

02-4 ふるさと秋田元気創造プランによる位置づけ

ふるさと秋田元気創造プラン 平成22年度～平成25年度 秋田の将来(2030年)を見通した 県政の運営のための総合的指針となる計画



4つの元気を実現するための「5つの戦略」・「4つの横断的取組」

産業経済
基盤の再
構築戦略

教育・人づくり

県民参加
による脱
少子化戦略

IT・科学技術

融合と成長の
新農林水産
ビジネス
創出戦略

環境政策

いのちと
健康を守る
安全・安心
戦略

社会資本の整備

協働社会
構築戦略

水害・土砂災害への対応力強化

県民生活、経済活動など全般にわたる基盤となる県土の安全・安心を確保し、社会資本の長寿化を図ります。

02-1 砂防

秋田県で最初に砂防事業に着手したのは昭和8年、その当時最も荒廃していた、鳥海山に源を発する奈曾川と鳥海川で、時局匡救事業として救農土木事業を起こすこととなり、いずれも貯砂量10万m³を超す効率的な位置に砂防えん堤を建設しています。

以後、年間1～2基の新規砂防えん堤を建設しており、昭和22年と23年には梅雨期の集中豪雨や台風の影響を受けた豪雨に見舞われたため、災害対策砂防事業を実施し、雄物川及び子吉川水系において緊急に砂防えん堤を施工しています。昭和30年代から40年代にかけては他の事業（災害復旧・国土開発事業調整費）の導入により、流路工を急速に整備し、昭和50年代から60年代及び平成にかけては新規の施策により、火山対策や環境整備・土石流・ソフト対策への取り組みを行っています。また、平成2年度には八幡平山系砂防が直轄区域に編入され火山砂防事業が実施されています。

02-2 地すべり

秋田県の地すべり対策事業は、昭和27年に地すべりが発生した北秋田市森吉根森田地区が最初で、翌昭和28年より表面排水工等を実施しています。昭和46年からは県内最大の地すべり（面積174ha）である雄勝郡東成瀬村谷地地区での対策工事を開始しているほか、平成に入ってからは地すべり監視モデル事業に着手し、警戒避難対策を講じるなど、ソフト対策の取り組みも行っています。

02-3 急傾斜地・雪崩

秋田県の急傾斜地崩壊対策事業は昭和43年湯沢市上町地区より始まり、平成21年度末で429箇所が概成しています。整備の状況は危険箇所の32.5%が整備済です。

近年では、自然景観への配慮から自然斜面と一体となった枠工を施し、立木を残す工法などを実施しています。また、昭和60年度からは集落を保全する雪崩対策事業が急傾斜地崩壊対策事業の中に予算補助事業として位置づけられ、昭和62年度より横手市増田町滝の下地区で着手し、平成21年度末で17か所が概成しています。

02-5 砂防年表

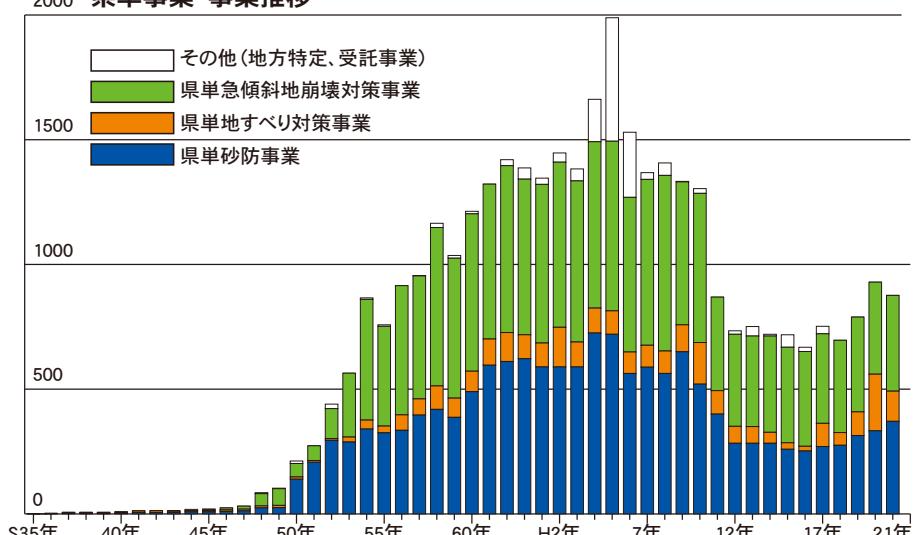


年号	秋田県	国
明治 30		砂防法制定
昭和 8	砂防法に基づく補助事業開始(奈曾川・鳥海川)	
10		全国治水砂防協会設立
13		内務省土木局に第三技術課(砂防担当)設置
15		社団法人全国治水砂防協会が発足
20		内務省土木局に砂防課設置
22	災害対策砂防事業の開始(雄勝町大役内川)	
24	砂防課設置	
25	全国治水砂防協会秋田県支部設置	
27		補助地すべり対策事業創設
28	地すべり対策事業実施(森吉町根森田)	緊急砂防事業の創設
30	砂防利水課に改組	
31		治水事業五力年計画の策定
32	緊急砂防事業実施(東成頼村成頼川)	
33		地すべり防止法制定、新治水事業五ヶ年計画の策定
35		治水事業十ヶ年計画の策定
37		砂防部の設置
38		砂防法の一部を改正する法律の策定
39	砂防災害関連事業の実施(藤里町西又沢川)	河川法の制定、荒廃・予防砂防事業の創設
40	再び砂防課となる。一定災事業実施(善知鳥川)	
41	国土開発調整費事業実施(仙南村出川)	土石流危険渓流調査の開始
42	急傾斜地崩壊危険箇所点検	急傾斜地崩壊対策事業の創設
43	急傾斜地崩壊対策事業の実施(湯沢市上町)	緊急急傾斜地崩壊対策事業の創設
44		急傾斜地法の制定、第三次治水五ヶ年計画策定
45	秋田駒ヶ岳(女岳)が噴火	地すべり対策室の設置
47	土石流・地すべり・急傾斜地危険箇所総点検実施	第四次治水五ヶ年計画の策定
48	がけ崩れ防災週間を実施	がけ崩れ防災週間を実施
49	鳥海山で小規模な水蒸気爆発が発生	傾斜地保全課の設置
50		都市対策砂防・砂防環境整備・緊急地すべりの創設
52	砂防設備修繕事業の実施 急傾斜地崩壊危険箇所点検	砂防設備修繕事業の創設 土石流等災害危険箇所の再点検 第五次治水五ヶ年計画の策定
55		土石流危険渓流再調査
56		火山等緊急対策砂防事業の創設 砂防事業100年を迎える
57	急傾斜地崩壊危険箇所点検	第六次治水五ヶ年計画の策定
58	土砂災害防止月間を実施 秋田県総合土砂災害対策推進連絡会を設置 日本海中部地震により八森町杉の沢、男鹿市赤根沢川 (砂防)、男鹿市門前(地すべり)、小坂町大地(急傾斜地) の災害関連緊急事業の実施	土砂災害防止月間を実施 災害関連緊急事業の創設
59	土石流危険渓流現地調査	地すべり修繕事業の創設
60	地すべり危険箇所再調査、警戒避難基準雨量調査	雪崩対策事業の創設
61	総合土石流対策モデル事業実施(鳥海町) 急傾斜地崩壊危険箇所見直し調査 雪崩危険箇所調査(S61-62)	総合土石流対策モデル事業(補助)の創設
62	地すべり防止施設修繕事業の実施(矢島町西館) 雪崩対策事業の実施(増田町滝の下)	
63	雪対策砂防モデル事業(清水沢川)実施	緑の砂防ゾーン創作事業の創設

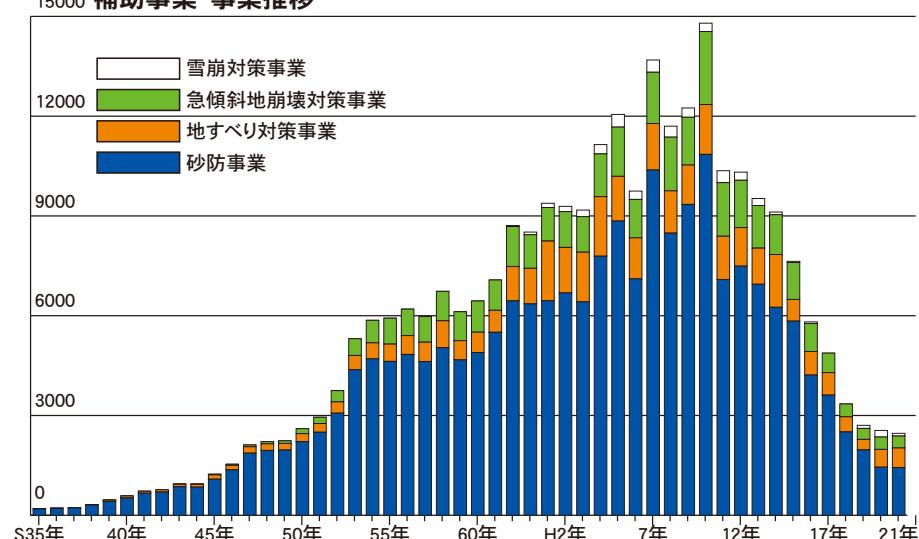
年号	秋田県	国
平成 1	雄勝町泉沢川緑の砂防ゾーン創作事業の実施 雪崩防災週間を実施 地すべり監視モデル事業の実施(男鹿市加茂青砂H1-5)	火山砂防事業の創設 雪崩防災週間を実施
2	八幡平山系砂防が直轄区域に編入される 先達川(孫六温泉)で土石流発生、災害関連緊急事業を実施する。	
3	土石流危険渓流調査(H3-5) 地すべり危険箇所調査 急傾斜地崩壊危険箇所調査 雪崩危険箇所調査 セイフティ・コミュニティモデル事業の実施(秋田市豊岩居使)	ふるさと砂防モデル事業の創設 雲仙普賢岳噴火による災害で43名の死者
4	火山噴火警戒避難対策事業(鳥海山)実施	火山噴火警戒避難対策事業の創設
6	秋田県渓流環境整備計画策定委員会の設置	
8	地すべり危険箇所調査(H8-9) 急傾斜地崩壊危険箇所調査 雪崩危険箇所調査	情報基盤緊急整備事業の創設
9	八幡平赤川・澄川温泉が大規模な地すべりにより発生した土石流により甚大な被害を受ける。 災害関連緊急砂防事業(15億7千万円)を実施する 秋田焼山で小規模な火山活動が観測される。 わが町の斜面整備構想の策定(男鹿市H9-11)	
10		福島県西郷村災害弱者施設で土砂災害発生
11	土石流危険渓流調査(H11-13) 急傾斜地崩壊危険箇所調査(H11-12)	広島市・呉市で梅雨前線による豪雨で災害が発生
12	雪崩危険箇所調査	土砂災害情報相互通報システム整備事業の創設 砂防事業調査費補助の創設 土砂災害防止法の制定 有珠山・三宅島が相次いで噴火
13	土砂災害危険箇所マップ全戸配付 鳥海山火山噴火防災マップ配付	土砂災害防止法施行
14	森吉町下前田地区で地すべりが発生。8世帯23人が半年間避難生活。	7月に2台風および梅雨前線による豪雨で釜石市で土石流が発生し、2名の死者。
15	土砂災害危険箇所の基礎調査	水俣市で大規模土石流災害が発生 宮城県北部地震が発生
16		10個の台風が上陸し、各地で土砂災害発生 新潟県中越地震が発生
17	8月に豪雨により男鹿市で土砂災害が発生。 仙北市田沢湖町(鶴の湯温泉)で雪崩が発生。 死者1名、負傷者16名。	9月に台風14号による豪雨で九州地方を中心に土砂災害が発生。
18	第24回 土砂災害防止推進の集い(全国大会)が秋田県民会館(秋田市)で開催される。	梅雨前線豪雨による土砂災害で長野県ほか6府県で死者21名。 全国統一防災訓練(避難訓練)を実施。
19	8月に豪雨により由利本荘市で土砂災害が発生 9月に豪雨により県北を中心に土砂災害が発生 8月31日から土砂災害警戒情報の運用開始	
20	6月に岩手・宮城内陸地震が発生し、土砂災害緊急点検調査支援チームを派遣(2班)。 7月に岩手県沿岸北部地震が発生し、土砂災害緊急点検調査支援チームを派遣(1班)。 1月に雪崩防災シンポジウム(全国大会)が北秋田市文化会館(北秋田市)で開催される。 2月に上小阿仁村五反沢地区で地すべり発生。災害関連緊急事業として採択される。	6月に岩手・宮城内陸地震が発生 7月に岩手県沿岸北部地震が発生
21	7月18日豪雨により全県各地で土砂災害が発生	7月の中国・九州北部豪雨で土砂災害が多発。 山口県ほか5県で死者32名。

02-6 砂防関係予算の推移

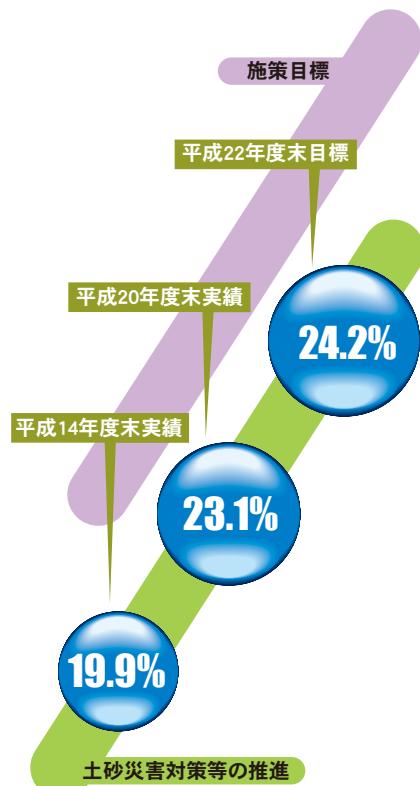
2000 県単事業 事業推移



15000 補助事業 事業推移



02-7 土砂災害危険箇所整備率の推移



03-1 日本海中部地震

昭和58年5月26日発生:秋田県沖
秋田・青森県境沖約100km、深さ14kmで起きた地震により大津波が発生し、死者88名、負傷者265名ほか農林・土木・商工・福祉などの公共施設、莫大な被害がでました。



04 危険箇所の概要

秋田県では、土砂災害対策事業の効果的な実施を目的として、土砂災害危険箇所調査を行い、土砂災害危険箇所の所在状況の把握をし、その調査結果を基に土砂災害危険箇所マップを作成しています。

インターネットで公開している土砂災害危険箇所マップでは、土砂災害危険箇所の位置について確認することができます。

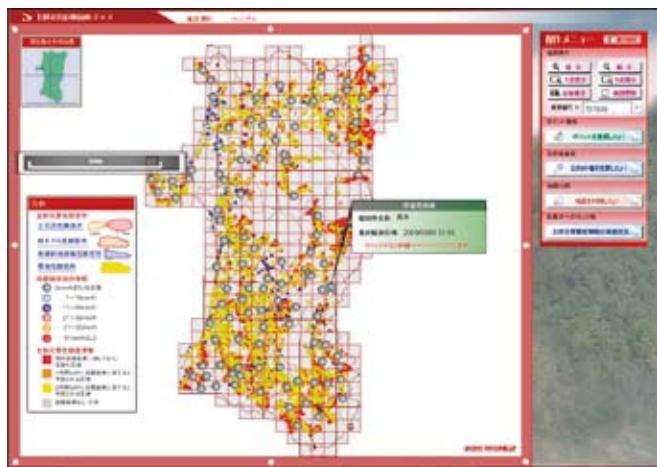
04-1 危険箇所の整備状況

土砂災害危険箇所とその整備状況(H22.3.31現在)

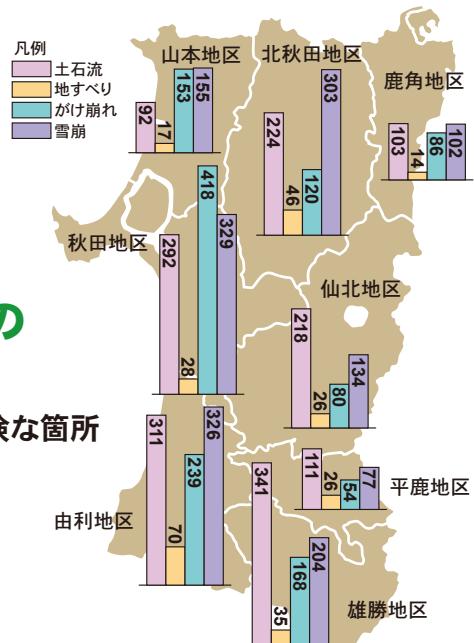
区分	危険箇所数 (A)	保全対象 人家戸数 (B)戸	指定箇所数 (C)	事業 着手済み 箇所数 (D)	左のうち 概成 箇所数 (E)	既成箇所の 保全対象 人戸数 (F)戸	全危険箇所 数に対する 概成率 (D/A)%	全危険箇所 数に対する 着手率 (C/A)%	保全対象人家 に対する 着手数の保全 人戸割合 (E/B)%
土石流	1,692	16,648	516	284	267	4,250	15.8	16.8	25.5
地すべり	262	8,532	81	74	62	4,451	23.7	28.2	52.2
急傾斜地崩壊	1,318	14,284	527	470	429	6,915	32.5	35.7	48.4
合計	3,272	39,464	1,124	828	758	15,616	23.2	25.3	39.6

雪崩危険箇所とその整備状況(H22.3.31現在)

雪崩	1,630	16,844	-	20	17	391	1.0	1.2	2.3
----	-------	--------	---	----	----	-----	-----	-----	-----



http://sabo.pref.akita.jp/webappsabot/index_content.html



03 近年の災害

03-2 澄川・赤川の地すべり

平成9年5月11日発生:鹿角市



鹿角市八幡平熊沢国有林内で発生した地すべり及び土石流により澄川温泉及び赤川温泉の計16棟が全壊流出、国道341号及び市道が埋没する大災害となりました。

この災害では、温泉経営者が的確な判断により宿泊客を避難させ、幸いにも人的被害を免れました。

05 快適で安全な生活を支える環境づくり

05-1

地すべり対策事業

地すべり防止区域内で、地すべり防止施設を整備して、被害の軽減を図ります。



仙北市西木町宮田の地すべり対策事業。

05-2

砂防事業

荒廃した地域の保全と、土砂災害から下流の公共施設、人家、耕地等を守るために砂防えん堤等の整備を実施します。



にかほ市 白雪川床固工(現地発生材の利用・魚道の設置)

05-3

急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域内の崖が崩壊して、被害をおよぼすおそれがある箇所に防止工事を施し、災害を未然に防ぎます。



秋田市新藤田の急傾斜地崩壊対策事業



湯沢市不動滝1号の急傾斜地崩壊対策事業

05-4

雪崩対策事業

雪崩の発生危険箇所について、防護施設により未然に雪崩の危険から防ぎます。



北秋田市森吉下前田の対策後の状況



藤里町坊中の雪崩対策事業

05-5 災害関連緊急事業

風水害。震災、火山活動等による土砂災害に対し、緊急に対処するための対策を実施します。

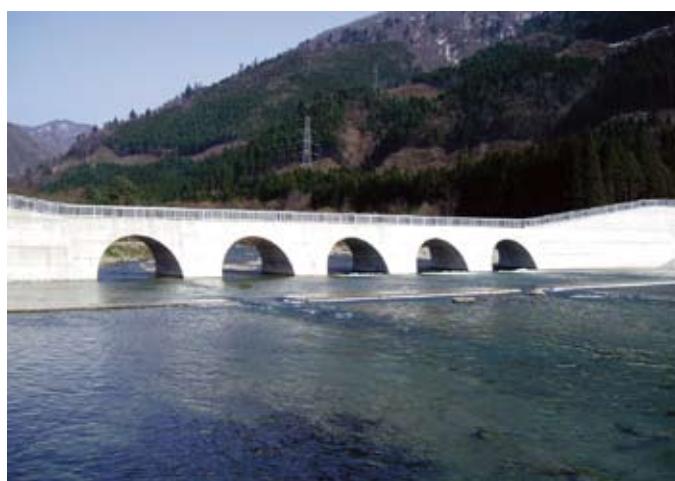


北秋田市森吉下前田の被災状況

05-6 国直轄火山砂防事業

生保内川遊砂地(大暗渠砂防えん堤)

周辺はミズバショウ、カジカ、ホタルが生息する自然環境となっていることから、河川の連続性を遮ることなく土砂災害から人々の暮らしを守ります。



仙北市生保内川



06 これからの砂防事業の方向性

砂防事業は、土砂災害から人命や財産を守るために砂防えん堤などの砂防施設を整備しています。従来の砂防事業では、機能面や経済性を重視し、砂防施設周辺の自然環境や景観への配慮が十分にされないこともありました。しかし、最近では自然環境に対する世論の高まりを背景に平成5年に「環境基本法」が成立し、これを踏まえて「環境政策大綱」が策定されました。これは国土交通省の環境政策の基本的な考え方を明らかにしたものです。

安全で快適な
くらしを守る

洪水や土砂災害から人々の
生命と財産を守ります。

基本的
考え方

地域と共に
進める

自然と
共生する

県内の豊かな自然の
生態系を守ります。

地域の実情を住民の意見や要望を
よく聞きながら進めます。

06-1

溪流環境整備計画

この計画は国の「環境政策大綱」に準じた計画のひとつとして位置づけられるものであり、秋田県の砂防事業における環境配慮の姿勢を示すものです。

これは、地元市町村からの情報収集、学識経験者・有識者からなる委員会での審議を経て、平成6年から策定されたもので、秋田県の砂防事業は、この秋田県溪流環境整備計画にそって実施されています。



アカゲラ



クマゲラ



イワナ



イヌワシ



カンキョウカジカ



カワセミ



オオバン



イバラトミヨ



ゼニタナゴ

自然環境と生態系に配慮した砂防えん堤群。(能代市・タンサの沢)



環境や生態系、景観に配慮した砂防構造物



自然石を活用し魚道など整備して、生態系と環境に配慮した砂防えん堤。
(にかほ市・寒沢川)



外面の化粧と上下流の連続性確保により、十和田八幡平国立公園内の景観と環境に配慮した砂防えん堤。
(仙北市・先達川)



植生の回復を図り、自然環境に配慮した渓流保全工。
(上小阿仁村・沖田面沢)



コンクリートを出来る限り使わず、現地発生土を内部に詰めた砂防えん堤。(横手市・沼山沢川)



07 火山噴火に関連した土砂災害対策

07-1 火山防災計画…焼山

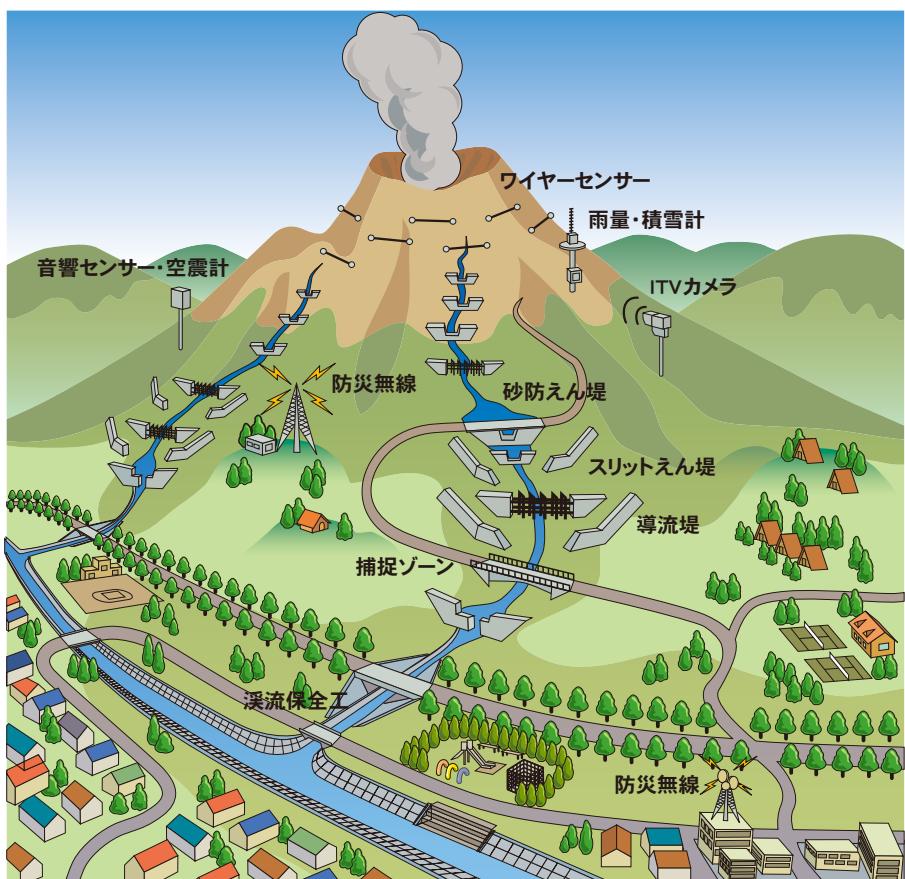
鹿角市と仙北市にまたがる焼山周辺は、玉川温泉や後生掛温泉など火山の恵みを活した数多くの温泉リゾートが広がっている地域です。この地域に住んでいる人々や観光客を火山災害から守るために火山防災計画を作成しています。



07-2 火山防災計画…鳥海山

鳥海山は、秋田県と山形県の県境に位置する火山で、有史以来10数回の噴火活動をしている活火山です。この火山及び周辺地域はリゾート開発や地域開発の対象地域となっており、また近年増加傾向にある登山客を噴火時の災害から安全を確保するためにハードの対策とあわせて、ソフト対策として警戒避難体制の整備や火山災害監視システムを整備しています。

火山災害監視システムの例



07-3 火山噴火警報

噴火予報及び警報

〔噴火警戒レベルを導入していない
火山の警報〕

予報警報の略称	対象範囲*	警戒事項等
噴火警報	居住地域	居住地域及びそれより火口側の範囲における警戒
火口周辺警報	火口から居住地域の近くまで	火口から居住地域の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒
噴火予報	火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒
	火口内等	静穏(平常の状態)

*具体的な対象地域は地域防災計画等に定められます。

火山防災の心得

ハザードマップ(火山防災マップ)を見て噴火警戒レベルに対応する危険な場所を確認しておきましょう。



あらかじめ避難場所を確認しておきましょう。



異常と思われる現象を発見したら、すぐに地元市町村、警察、気象台などに連絡しましょう。



気象庁が発表する噴火予報及び噴火警報に注意しましょう。



噴火のおそれがある場合、危険な地域では事前の避難が大切です。



地元市町村の指示があった場合にはそれに従いましょう。



噴石が降ってきたら、丈夫な建物や物かげに身を寄せましょう。



火碎流、土石流が発生したら流路から遠ざかる方向に避難しましょう。



火山ガスや噴気地帯に気をつけて登山計画を立てましょう。



*イラスト／気象庁噴火警報パンフレットより。

07-4 火山防災の取組み

秋田県の火山防災

秋田県ホームページ | 鳥海山 | 秋田焼山 | 秋田駒ヶ岳

秋田県内には、十和田・秋田焼山・八幡平・秋田駒ヶ岳・鳥海山・栗駒山 の6つの活火山があります。

このうち秋田焼山・鳥海山・秋田駒ヶ岳の3火山について「火山防災マップ」が公表されています。

(※ 秋田駒ヶ岳は、国土交通省による河川堤防等修復技術監査で評価基準を満たしていません。)



鳥海山の火山防災マップへ



秋田焼山の火山防災マップへ



秋田駒ヶ岳の火山防災マップへ



秋田駒ヶ岳の火山防災マップ
(国土交通省による河川堤防等修復技術監査で評価基準を満たしていません。)

■ 記者会見資料
上記のほかの大火山防災マップが作成されています。
他の3火山(八幡平、十和田、栗駒山)の火山防災マップはまだ作成されていません。

火山噴火被害を低減させるには、早期の避難とそのための危険性の認識が重要です。秋田県ホームページ(美の国あきたネット)内の「秋田県の火山防災」ページでは、各火山の防災マップを閲覧することができます。また、噴火の被害想定範囲の周辺地域では、小学校等への出前講座や火山防災イベントブースの展示などを実施しています。



県内各火山の防災マップなどが閲覧できる
「秋田県の火山防災」ページ(美の国あきたネット内)

大学教授が小学校に出向いて実験講演する、火山防災の出前講座

08 ソフト事業による土砂災害対策

08-1

土砂災害防止法のながれ

対象となる土砂災害／急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り

土砂災害防止対策基本方針の作成 [国土交通大臣]

- 土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- 基礎調査に関する指針
- 土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- 土砂災害特別警戒区域内の建物等の移転等の方針

基礎調査の実施 [都道府県]

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査

土砂災害防止法[※]とは

土砂災害から国民の生命を守るために、土砂災害の恐れのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

※正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

基礎調査の実施

渓流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況について調査します。



土砂災害警戒区域の指定 [都道府県知事] (土砂災害のおそれがある区域)

- 情報伝達、警戒避難体制の整備
- 警戒避難に関する事項の住民への周知

警戒避難体制

- 市町村地域防災計画 (災害対策基本法)

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県知事] (土砂災害警戒区域のうち、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域)

- 特定の開発行為に関する許可制
対象／住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制
- 土砂災害時に著しい損害が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

建物等の構造規制

- 居室を有する建築物の構造基準の設定 (建築基準法)

移転支援

- 住宅金融支援機構等

08-2

土砂災害警戒区域等の設定

土石流

山腹が崩壊して生じた土石等または渓流の土石等が水と一緒にとなって流下する自然現象。



土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域



地すべり

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象。またはこれに伴って移動する自然現象。

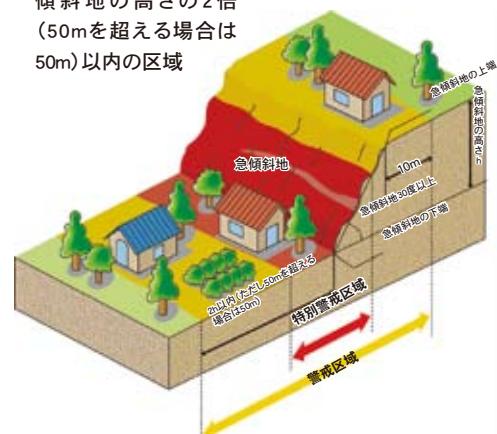
- イ：
地すべり区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
ロ：
地すべり区域下端から、地滑り地塊の長さと相当する距離（250m）を超える場合は、250mの範囲内の区域



急傾斜地の崩壊

傾斜度が30度以上ある土地が崩壊する自然現象。

- イ：
傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
ロ：
急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
ハ：
急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域



08-3 土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域等の指定状況

(H22.3.31現在)

	自然現象の種類		合計 (箇所)
	土石流	急傾斜地の崩壊	
土砂災害警戒区域	423	439	862
上記のうち特別警戒区域	61	81	142

08-4 土砂災害警戒区域等の指定後の対応

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

警戒区域では



警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るために、災害情報の伝達や避難ができるように警戒避難体制の整備が図られます。

(市町村)

土砂災害特別警戒区域

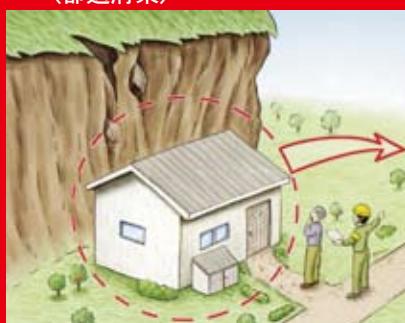
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

特別警戒区域ではさらに



特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や災害時要援護者施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。



建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

(建築主事を置く地方公共団体)

建築物の移転勧告

著しい損害が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。

(都道府県)



地域の皆さんには豪雨時、大雨洪水警報発表時などには、市町村からの警戒避難情報を待つのではなく、マスメディアやインターネットなどの媒体を活用し、自らも積極的な情報収集に努め、適切な警戒避難行動等をとることを心がけるようおねがいします。

08-5 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害発生の危険が高まった時に、

- ①市町村長が避難勧告を発令する際の判断の支援
- ②住民の自主避難の参考(目安)

となるよう、気象台と県が共同で、市町村単位で発表する防災情報です。県では、WEB上で補足情報を提供しています。

08-6

土砂災害防止月間

毎年6月は土砂災害防止月間です。

土砂災害防止月間(6月1日～30日)は、昭和57年の長崎県の豪雨災害を契機として、昭和58年に創設され、土砂災害防止に関する国民の理解と関心を深めるため、防災知識の普及、警戒・避難体制の整備等に関する各種運動を実施することにより、土砂災害による人命、財産の保全に資することを目的としています。

土砂災害に関する 警戒避難マニュアルを ご活用ください。

秋田県建設交通部河川砂防課では、土砂災害に関する警戒避難マニュアルを作成し、インターネットで配付しています。

この避難マニュアルを用いて、災害から身を守る知識を普段から身につけておき、家族の皆さんや地域の皆さんで防災について話し合い、万一のときにどのような行動をとるかお互いによく確認しあっておきましょう。



秋田県建設交通部河川砂防課ホームページ
<http://sabo.pref.akita.jp/>

「暮らしを守る砂防」 写真絵手紙コンテストを 開催しています。

土砂災害防止月間には、各都道府県等において様々な推進運動が実施されていますが、これらの行事の一環として(社)全国治水砂防協会では「暮らしを守る砂防」写真絵手紙コンテストを実施しております。入賞作品と応募要領はホームページでご覧頂けます。

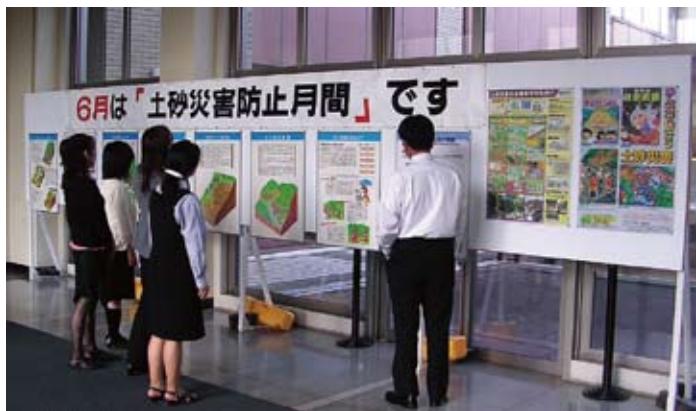
(社)全国治水砂防協会のホームページアドレス
<http://www.sabo.or.jp/syasin/oubouyoukou.htm>

土砂災害防止月間の取り組みとして次のようなことを実施しています。

- 土砂災害危険箇所のパトロール ●ポスター・パネル展
- 県民参加による防災訓練 ●土砂災害に対する学習会



土砂災害危険箇所のパトロール



ポスター・パネル展の開催



地域住民の皆さんを対象とした学習会の開催

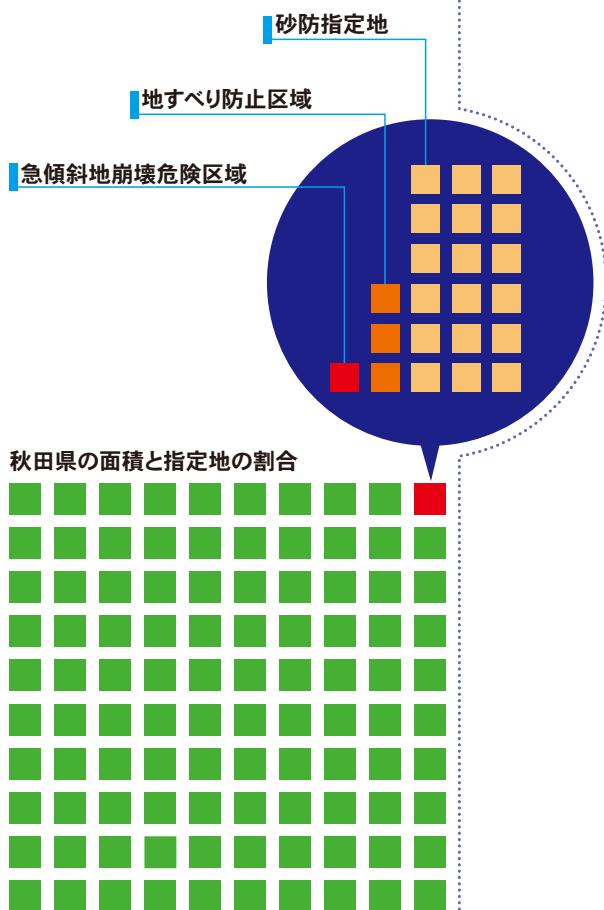


小学生を対象にした工事現場での学習会

09 指定地と管理

土砂災害から人命や県土を守るための法律として「砂防法」、「地すべり等防止法」及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」があります。

これらの法律は、危険な区域を指定し対策事業を行うとともに、区域内での一定の行為を禁止、若しくは制限することにより土砂災害の防止を図るもので



指定地域内の行為の制限

「砂防指定地」、「地すべり防止区域」及び「急傾斜地崩壊危険区域」に指定された区域は、標柱や標識で示してありますが、これらの指定地内で掘削、切土、盛土などの行為をする場合は、その行為によっては知事の許可が必要となりますので、最寄りの地域振興局建設部にご相談ください。



砂防指定地

H22.3.31現在

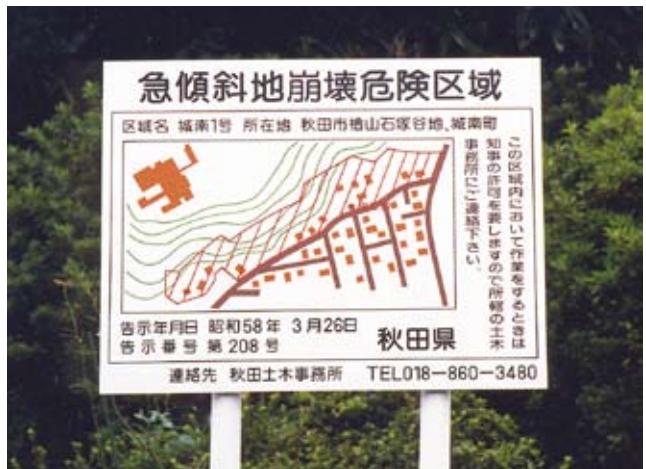
指定箇所数	指定面積	備考
1,691箇所	14,801.94ha	



地すべり防止区域

H22.3.31現在

指定箇所数	指定面積	備考
81箇所	2,376.60ha	国土交通省所管分



急傾斜地崩壊危険区域

H22.3.31現在

指定箇所数	指定面積	備考
527箇所	832.50ha	

全国治水砂防協会秋田県支部

事務局／秋田県建設交通部河川砂防課

〒010-8570 秋田市山王4-1-1

TEL 018-860-2531 FAX 018-860-3809

E-mail:keisya@mail2.pref.akita.jp

E-mail:sabo@mail2.pref.akita.jp

河川砂防課ホームページアドレス <http://kasenka.pref.akita.lg.jp>

河川砂防課の

ホームページをご活用ください。

秋田県建設交通部河川砂防課のホームページページでは、砂防や河川、土砂災害に備えるための様々な情報をご覧いただくことができます。



秋田県マスコット スギッチ

土砂災害110番窓口

あなたの身の回りで土砂災害が発生した、または危ないと思った時は、
お近くの「土砂災害110番」へ。

なお、土砂災害に対しての疑問、不安を感じておられることも遠慮なくご相談ください。

事務所名	電話番号	管轄地域
鹿角地域振興局建設部	☎0186-23-2316	鹿角市、小坂町
北秋田地域振興局建設部	☎0186-62-3111	大館市、北秋田市、上小阿仁村
山本地域振興局建設部	☎0185-52-6109	能代市、山本郡
秋田地域振興局建設部	☎018-860-3481	秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡
由利地域振興局建設部	☎0184-22-5439	由利本荘市、にかほ市
仙北地域振興局建設部	☎0187-63-8141	大仙市、仙北市、美郷町
平鹿地域振興局建設部	☎0182-32-6209	横手市
雄勝地域振興局建設部	☎0183-73-6168	湯沢市、羽後町、東成瀬村

〈窓口の利用時間〉

通常時／土・日・祝祭日を除き午前8時30分～午後5時15分

大雨警報発令時は上記にかかるわらすご利用いただけます。



この印刷物は、環境に優しい大
豆油インキを使用しています。